

高知県知事 濱田 省司 様

高知県監査委員	桑名 龍吾
同	土居 央
同	奥村 陽子
同	植田 茂

令和 2 年度高知県内部統制評価報告書の審査について

高知県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 3 年 7 月 21 日付けで審査に付された令和 2 年度高知県内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

1 審査の対象

令和 2 年度高知県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 2 年度高知県内部統制評価報告書の審査は、高知県知事が作成した内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

3 審査の実施内容

令和 2 年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、高知県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省）の V 監査委員による内部統制評価報告書の審査に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 2 年度高知県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間において、財務に関する事務については、医事薬務課の議会の議決を要する個人防護具の購入契約の締結に関し、専決処分の手続と議会への報告が遅れた事案、危機管理・防災課、消防政策課、警察本部地域課の航空機の給油基地から排出された廃油の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた特別管理産業廃棄物処理業に係る高知県知事の許可を有しない者に委託した事案、また、個人情報保護に関する事務については、健康長寿政策課の栄養士及び調理師の免許交付事務において、個人情報を含む書類の紛失や無断持ち出しが発生した事案の合わせて6件の運用上の重大な不備があった。